

令和 8 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(商工労働関連)

令和 7 年 7 月

大 阪 府

令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月、大阪・関西万博が開幕しました。会場では、ライフサイエンスやカーボンニュートラルなどの新技術等が披露され、未来社会の実験場を体現しています。大阪府では、これら万博の成果の社会実装に向けて取り組むとともに、ディープテックスタートアップへの重点的支援、再生医療の産業化、さらには府内企業のビジネスチャンス拡大等を推進し、大阪経済の成長につなげていきます。

あわせて、大阪の成長を支える人材の確保と育成に向け、女性、若者、高齢者、障がい者や外国人等の多様な人材の活躍促進に取り組むとともに、求職者や在職者の人材育成も支援します。

一方、物価高騰や人手不足、米国の関税措置の影響等により、府内企業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。府内中小企業の持続的な成長を図るため、新事業展開や販路開拓支援等を通じて、企業の「稼ぐ力」の向上に取り組めます。

これらの施策の推進に当たっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和8年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

I 万博後の持続的な成長・発展に向けた取組の加速

1. 万博のインパクトを活用した成長の実現	1
(1) 「最先端技術実装化センター（仮称）」の設置	1
(2) ライフサイエンス	1
(3) カーボンニュートラル	2
(4) スタートアップ	3
(5) 国が戦略的に推進する重要分野にかかる取組への支援	3
(6) 中小企業等のイノベーション創出と社会実装化支援	3
(7) 中小企業のチャレンジ等に向けた信用保証制度の拡充	4
2. 人の集積を加速する多様な人材の活躍	4
(1) 多様な人材が活躍できる環境整備	4
(2) 在職者に対するリスクリングの充実・強化	6

II 誰もが安心して暮らせる大阪の実現

1. 中小企業等を支えるセーフティーネットの充実	7
(1) 米国の関税措置等の影響を受ける事業者への支援	7
(2) 中小企業の事業継続支援	8
(3) 保証付き融資の求償権放棄	8
(4) 大規模小売店舗による地域貢献	9

（５）商業活性化施策の充実・強化	9
（６）広域的な支援体制の強化に対する財政措置の拡充	9
（７）産業基盤の整備	9
2. 安心して働くことができる環境づくり	10
（１）就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築	10
（２）あいりん地域対策の強化	10
（３）ホームレスの就労機会の確保・提供	11
（４）若年者に対する技能検定制度の見直し	11
（５）障害者職業能力開発校の老朽化への対応	12
（６）採用選考におけるいわゆる「SNS調査」への対応	12

Ⅲ 国と地方の適正な役割分担

1. ハローワークの地方公共団体への移管	13
2. 運輸事業振興対策の推進	13

I 万博後の持続的な成長・発展に向けた取組の加速

万博のインパクトを最大限に活用し、イノベーションの創出に向けた取組を加速させるとともに、大阪の成長を支える多様な人材が活躍できるよう、以下について要望する。

1. 万博のインパクトを活用した成長の実現

(1)「最先端技術実装化センター（仮称）」の設置

万博で披露される革新的な技術等の実装化・産業化を強力に後押しするためには、国や自治体、経済界、大学・研究機関などの緊密な連携のもと、人材と予算を兼ね備えた中核となる組織が必要。このため、国内外のキーパーソンをつなぎ、先端技術の発掘から社会実装まで一気通貫で支援する「最先端技術実装化センター（仮称）」の設置に向け、国がリーダーシップを発揮し、早期に実現すること。

※ 令和7年6月最重点提案・要望において要望済み

(2) ライフサイエンス

＜ライフサイエンスをテーマとした「国際会議」の開催＞

万博のテーマである「いのち」に関する課題解決に貢献するとともに、世界的に成長著しいライフサイエンス、ヘルスケア産業における我が国のプレゼンスを一層高めることをめざした「国際会議」が継続開催できるよう、万全のサポート体制を構築すること。

※ 令和7年6月最重点提案・要望において要望済み

＜創薬スタートアップに対する支援強化及び創薬エコシステムの育成＞

水平分業型の創薬モデルが主流となっている今日において、我が国の創薬力の向上を図るためには、世界的に新規医薬品の開発の担い手となっているスタートアップへの投資を強化するとともに、幅広い技術・領域で企業が活動する創薬エコシステムの育成が必要である。そのためには、国内に限らず海外市場の資金・技術を我が国に呼び込むことが不可欠である。

令和6年度に要件緩和された創薬ベンチャーエコシステム強化事業等、スタートアップに対する資金面の支援を継続的に実施するとともに、世界の投資家や製薬企業等が参加する国際イベント等の機を捉え、関係省庁及び産学官が一体となって、我が国の創薬産業の魅力や薬事規制などの情報を効果的に発信すること。

＜関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成＞

国のバイオ戦略に基づく、「グローバルバイオコミュニティ」の形成に向けた取組は、関西圏においては、産業界を中心としたネットワーク機関の財政面、人材面の負担によ

り進めている。

今後も国際的な情報発信や京阪神各拠点の連携等の取組を、持続的・発展的に進められるようネットワーク機関の運営に対する財政支援を行うこと。

(3) カーボンニュートラル

<燃料電池（F C）商用車等の導入拡大等を通じた水素需要の創出>

- 現行の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」の制度において、水素ステーションの整備が推進されるのは、追加的な支援策が適用される重点地域の中核となる地方公共団体（中核地方公共団体）の6都県に限られており、本府は、支援策の適用地域外となっている。

本府は物流拠点が集積しており、関東・中部など各地域との長距離貨物輸送において、全国でも有数の輸送量を誇るため、府内にステーションが整備されることで、F C商用車による長距離輸送が活性化し、全国の水素需要の拡大に貢献することが可能である。また、今後予定されている大阪の港湾・臨海部での水素製造に向け、府内での需要創出も必要となる。

このため、重点地域全体を支援対象とする、又は関東重点地域と同様に複数の中核地方公共団体を選定するなど、支援策の適用地域を拡大すること。

- 事業者による水素ステーション整備を経営安定化の観点から後押しするとともに、地域における水素利用を促進するため、ステーションで供給される水素の用途のマルチ化への財政支援を行うこと。
- 運送事業者等による車両導入を後押しするため、車両価格の低減につながる要素技術や車両の開発への支援、F C商用車やF Cフォークリフト等産業用車両の導入にかかる補助率の拡大、メンテナンス及びリース関連費用への補助制度の創設など、ユーザー側の負担軽減につながる施策を講じること。

<ペロブスカイト太陽電池の導入拡大・産業競争力強化のための支援等>

- 量産化に向けて、製造装置等への設備投資に対する継続的な支援を行うとともに、需要拡大に資する新たな用途開発・製品化に対する支援を行うこと。
- 国において作成・公表を予定している「フレキシブル太陽電池の設置・施工ガイドライン」が、住宅・建築物分野における設置・施工上の課題を解決し、社会実装の加速化に資するものとなるよう、メーカーと関係省庁が連携して取り組むこと。
- ライフサイクル全体での製品への付加価値を創出するため、リサイクルを意識した製品開発や先進的な廃棄・リサイクル技術開発の支援を行うこと。

＜蓄電池の関連産業への支援＞

蓄電池の国内製造基盤や産業の国際競争力強化に向け、大阪に集積する蓄電池関連産業の設備投資に対する継続的な支援や、人材確保に向けた取組の加速化、リサイクルを意識した製品開発や先進的な廃棄・リサイクル技術開発の支援を行うこと。

＜バイオものづくりの推進＞

バイオものづくりの推進のため、バイオプラスチック製品やバイオ繊維製品等のバイオ由来製品の開発、生産能力の増強に取り組む企業への支援の拡充を図ること。また、バイオ由来製品の需要拡大を図るため、バイオエコノミー戦略に基づくグリーン購入法等を参考とした需要喚起策に加えて、消費者に対して、バイオ由来製品であることが正確に伝わるような方策を講じるなど、市場創出に向けた取組を着実に推進すること。

（４）スタートアップ

大阪が京都・ひょうご神戸と共同で指定を受けた「第２期スタートアップ・エコシステム拠点都市」において、ライフサイエンス、GX、AIなど大阪・関西の強みを活かせる分野での世界とのつながりを強化し、ディープテックスタートアップの海外進出や事業会社との協業などが促進されるよう、「Global Startup EXPO 2025」を一過性のものとせず、万博レガシーとして、大阪で継続的に開催すること。

※ 令和７年６月最重点提案・要望において要望済み

（５）国が戦略的に推進する重要分野にかかる取組への支援

府内における半導体、AI、先端電子部品など、国が戦略的に推進する重要分野に関する事業展開や機能強化に向けた取組は、大阪の成長を牽引することはもとより、我が国の経済発展や経済安全保障に資するものである。

また、大阪の港湾・臨海部におけるアンモニア等の次世代エネルギーのサプライチェーン構築は、我が国のGXの推進にも資するもの。

そのため、これらの企業における設備投資等にかかる費用負担に対して十分な支援を行うこと。

（６）中小企業等のイノベーション創出と社会実装化支援

万博で披露された新技術等の社会実装を加速させていくことや、米国の関税措置をはじめとする経営環境の変化に対応するためには、企業の技術力を高め、優れた技術や製品を開発していくことが求められており、近年は大学や公設試験研究機関（公設試）と連携して取り組む環境が整備されつつある。一方、ものづくり中小企業では、技術開発

に向けた課題が不明確なことや資金面での課題があり、大企業と比較すると産学連携の取組が十分に進んでいない。

そこで、ものづくり中小企業における新たな技術開発等がより一層活性化するように、中小企業と大学や公設試等の橋渡し機能をはじめとする産学連携等の強化策を講じるとともに、ものづくり中小企業の技術開発や社会実装等を促進するための資金面の支援を拡充すること。

（７）中小企業のチャレンジ等に向けた信用保証制度の拡充

令和６年３月１５日より、「事業者選択型経営者保証非提供制度」「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（保証料補助制度）」が創設され、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進められている。

現行制度においては、経営者保証を非提供とする場合、一定料率の保証料の増額負担を求めるものであり、中小企業やスタートアップの新たな取組への挑戦や円滑な事業承継を支援する観点から、利用者にとって、より一層の負担軽減が図られるよう、保証料補助率の引上げや補助制度の期間延長など、制度を拡充すること。

２．人の集積を加速する多様な人材の活躍

（１）多様な人材が活躍できる環境整備

＜男性育児休業、介護休業の取得促進＞

職業生活と家庭生活との両立が求められる中、いわゆる「育児・介護休業法」が令和６年５月に改正され、育児や介護と仕事との両立を後押しする企業の取組がより一層強化された。

しかしながら、中小企業では、育児休業・介護休業について、休業の取得による周囲の負担増加や代替要員の補充が困難であることなどにより、特に男性の育児休業の取得が進んでいないことから、企業における男性の育児休業、介護休業の取得を促進するために、助成金の拡充及び企業への更なる啓発を行うこと。

＜女性の活躍する労働環境の整備＞

女性の社会進出が一層進む中、いわゆる「女性活躍推進法」の改正により、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が１０１人以上３００人以下」の事業主についても、一般事業主行動計画の策定・届出や女性活躍に関する情報公表が義務付けられ、さらに、「次世代育成支援対策推進法」の改正により、「育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定」が義務付けられた。しかし、中小企業においては、女性の働きやすい環境整備などの取組が

進んでいないことから、以下の措置を図ること。

- ① 法改正の内容の更なる周知啓発や助成金の充実等、女性の働きやすい職場づくりに向けた支援を充実すること。
- ② 仕事と生活を両立できる職場環境を整え、女性のキャリア形成やリスクリングを応援し、企業における管理職登用の促進に努めること。また、男女間の賃金格差を解消する観点から、同一労働同一賃金の履行確保等を進めること。

＜企業における性的マイノリティの理解増進＞

いわゆる「LGBT理解増進法」が令和5年6月に施行され、事業主は、理解を深めるための普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置を講ずるように努めるとされた。

企業における性的マイノリティの方に対する理解増進や受け入れ促進を図るため、企業に対する周知啓発や働きやすい職場環境の整備などへの支援を充実させること。

＜障がい者雇用の促進＞

いわゆる「障害者雇用促進法」が令和4年12月に改正され、法定雇用率の段階的引上げや除外率の引下げが行われることを踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

○ 現状の把握・分析等

「障害者雇用促進法」に基づく障がい者の雇用状況は、各事業主が、その全事業所分をとりまとめて本社所在地において報告するので、各事業所が所在する都道府県での状況把握は困難である。地域の実情に応じた雇用施策を講じることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

○ 法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化

- ① 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。
- ② 中小企業の障がい者雇用の促進するため、特定求職者雇用開発助成金について支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

○ 更なる障がい者雇用の拡大に向けた制度の改善・拡充

- ① 国において、障害者雇用率制度の在り方等にかかる検討が開始されたが、雇用率制度の対象障がい者の範囲について、障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者も制度の対象に追加するとともに、これらの方々を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- ② 障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長を行うこと。

○ 先進的な取組の導入

- ① 大阪府が全国に先駆けて実施している「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」は、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、同事業を国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
- ② 大阪府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

<最低賃金の引上げ>

国が定める最低賃金については、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じ、継続的に最低賃金の引上げに努めること。

(2) 在職者に対するリスクリングの充実・強化

<在職者訓練の実施>

新しい資本主義実行計画（2024年改訂版）においては、三位一体の労働市場改革の早期実行に向けて、現場労働者の育成に向けたリスクリングの必要性を指摘しているが、人手不足が深刻な中小企業では、採用後に従業員を育成するための資源が限られていることから、外国人労働者の職業訓練とともに、在職者の職業能力開発が喫緊の課題となっている。

現在、職業能力開発促進法に基づき、都道府県に設置された「職業能力開発校」は、求職者向け訓練に主眼が置かれ、設備等の整備に係る補助金等は求職者訓練で使用するものに限られており、在職者訓練は補助的にしか認められていない。

「職業能力開発校」の設備や求職者訓練で培われた長年のノウハウや経験を活かし、外国人を含めた在職者に対する職業訓練が本格的に実施できるよう、必要な規定整備及び財源措置を講じること。

＜外国人材の活躍支援＞

中小企業をはじめとする多くの企業では、人手不足に直面しており、継続的に外国人材を確保する必要性が生じている。外国人技能実習制度が令和9年までに育成就労制度へ移行され、外国人労働者の一層の増加や雇用する外国人労働者に対する職業能力の開発・向上を望む企業の増加が見込まれる。

このため、「職業能力開発校」がこれら外国人労働者の在職者訓練ニーズの受け皿となれるよう、都道府県の意見も踏まえながら新たな制度設計及び必要な財源措置を講じること。

Ⅱ 誰もが安心して暮らせる大阪の実現

物価高騰や人手不足、さらには米国の関税措置等の影響により、企業の経営環境が厳しくなる中、中小企業等を支えるセーフティーネットを充実させるとともに、誰もが安心して働くことができる環境整備に向けて、以下について要望する。

1. 中小企業等を支えるセーフティーネットの充実

（1）米国の関税措置等の影響を受ける事業者への支援

物価高騰や人材不足等、府内事業者を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて、米国の関税措置等の影響により、幅広い業種で受注減少、それに伴う資金繰り・経営環境の悪化が懸念されている。さらに雇止めや解雇等により離職者が増加するなど、雇用不安も生じる恐れがある。このような中、事業者の経営の安定化と雇用の維持を図るため、以下について要望する。

- 今般の米国の関税措置がもたらす中小企業への影響等についての的確な分析を行うとともに、その分析結果や地域の実情を踏まえ、幅広い対策を迅速に実施すること。
- 価格転嫁と取引適正化に向けた一層の啓発、相談体制の充実強化や立入調査等による下請取引の監督強化を図ること。
- 国内外への多様な販路開拓や新商品の開発に向けた支援、新事業・新分野への展開支援など、企業の「稼ぐ力」の向上に向けた対策を講じること。
- セーフティーネット保証の対象業種の拡大や要件緩和等を講じること。

- 雇用調整助成金の特例措置を講じるなど、雇用を維持する対策の充実・強化を図ること。また、事業活動の縮小期において、企業が従業員の職業能力の一層の向上を図ることができるよう、雇用調整助成金の教育訓練加算額の引上げなど、リスクリング支援の充実・強化を図ること。

（２）中小企業の事業継続支援

新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間が終了し、元本返済が進む中、物価高騰等の影響を受け、引き続き、中小企業の経営環境は厳しい状況にあり、業績が十分に回復していない企業では当初約定通りの返済が困難となってきた。

これらの企業が、資金繰りに支障を来さないよう取り組むことが急務であることから、以下の対策を講じること。

- ① 物価高騰等に対する資金繰り支援を継続・拡充すること。
- ② 将来の経営改善に向けた即効性のある計画を作成することが困難な企業に対し、「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の保証期間の延長（15年から20年に延長）や資本金劣後ローンを対象とする保証制度及び債権買取機関の創設など、企業の再生につながる制度を検討・実施すること。

（３）保証付き融資の求償権放棄

国から、令和6年3月に「制度融資損失補償条例の改正・整備に関する協力依頼について」が発出された。また、令和7年3月には「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が公表され、自治体による保証付き融資の求償権放棄の円滑化を図るとともに、コロナ禍等で債務の返済が困難となった中小企業者に対し、事業再生型支援だけでなく、「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ支援が求められている。

私的整理手続きの対応（保証付き融資の求償権放棄）については、大阪府を含む多数の都道府県において条例を制定し手続きの円滑化に努めているところだが、「事業再生」を前提として承認しており、「廃業型」については、債権放棄を行うに足る必要性の説明が困難であること、また都道府県が保有する他の債権との公平性の観点等から、議会や住民の理解が得難く、求償権放棄を認めていない状況であることから、以下の対策を講じること。

- ① 都道府県における保証付き融資の求償権放棄手続きの円滑化に向け、「求償権放棄に関する全国統一的な判断基準」を速やかに示し、求償権放棄の公平性の担保を図ること。
- ② 「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ支援については、国が主導的な立場で進められている取組であることから、全国信用保証協会による損失補償の拡充など、自治体による求償権放棄の承認が不要となる仕組みの導入等を

検討し、国の責任において必要な財政措置を講じること。

（４）大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、商業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力を努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

（５）商業活性化施策の充実・強化

商店街は住民に身近な商業や地域コミュニティの担い手として、また街路灯や防犯カメラ、アーケード設置等を通じた地域の安心・安全の担い手としても重要な役割を果たしている。しかし、少子高齢化やコロナ禍に続く物価高騰等の影響を受けるなど、厳しい状況に直面している。

これら地域での役割を継続し、地域の持続的発展に資することができるよう、意欲的な取組を進める商店街等に対してソフト・ハード両面での支援策を講じること。

（６）広域的な支援体制の強化に対する財政措置の拡充

人材不足や賃上げ、物価高騰、脱炭素化、米国の関税措置への対応等、企業の経営環境が激変する中、サプライチェーンの一員として、社会課題の解決に向けた対応が求められるなど、中小企業の抱える今日的な課題は複雑化・広域化している。

このような中、地域における中小企業が円滑に事業継続できるよう、商工会・商工会議所等の広域的な支援体制を強化するための財政措置を拡充すること。

（７）産業基盤の整備

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材等多様な産業が集積し、地域だけでなく我が国の産業競争力を支えるエネルギーの供給拠点として重要な役割を担うとともに、エネルギー構造の転換や世界的な脱炭素の潮流の中、カーボンニュートラルの新たな拠点としての重要性も増している。このような中、大規模地震や激甚化する自然災害等に対応することができるよう、コンビナートの強靱化の一層効果的な推進に向け、以下の施策を講じること。

- ① 民有護岸等のインフラ施設のうち、公共性が高く被災すると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの災害対策について、無利子貸付制度等を継続するとともに一層の支援強化を図ること。

- ② 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の維持保全に併せて耐震化を行うものについては補助対象にするなど支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

2. 安心して働くことができる環境づくり

(1) 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築

発達障がいの可能性のある方など、就職困難者等の抱える課題は複雑かつ多様であり、きめ細かな支援が必要となる中、令和7年度から、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の支援メニューが拡充され、就職困難者等に対しても活用できるものとなったが、本交付金が継続されるよう予算措置すること。

その上で、孤独・孤立といった状態になくとも、働く意欲は高いものの、就労に当たり様々な課題を抱えている方もいることから、これらの方に対しても身近な地域において、それぞれの実情に応じた雇用・就労支援施策が継続的に実施できるよう、予算措置等を含めた方策を講じること。

(2) あいりん地域対策の強化

＜「あいりん労働福祉センター」の管理＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、今後、閉鎖した「あいりん労働福祉センター」の解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら、引き続き管理を行うこと。

＜「新労働施設」の整備＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策として、現地建替えを行う「新労働施設」の整備に当たっては、これまでの歴史的経緯や地元地域の要望、あいりん地域を取り巻く最新の状況等を踏まえ、施設の機能強化等について関係機関と十分に協議を行いつつ、国の責務である職業安定所をはじめ、「青空労働市場」の解消等のために必要な機能・スペースである寄り場、駐車場など、あいりん地域固有の労働施設に係る機能を維持するための共同オープンスペース等に係る費用を負担すること。

また、あいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、コロナ禍の影響に伴い、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者等の流入も増加した。さらに、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者や近年増加傾向にある外国人など、これまでの日雇労働者に限らず、多様な求職者

への対応を求められているところである。そのため、新労働施設内に国の責務である一般職業紹介に対応した職業相談やカウンセリング等を実施することができる機能を設置すること。

<あいりん地域における雇用対策の充実>

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が 25 枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取組を充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

(3) ホームレスの就労機会の確保・提供

<ホームレス就業支援事業の強化>

大阪府では未だに全国で最も多くのホームレスが存在しているが、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限が令和 9 年 8 月に迫っている。引き続き、ホームレスの自立を支援するため、法期限の延長など必要な措置を講じること。

また、「ホームレス就業支援事業」においては、ホームレスは減少しているものの、高齢化の進展やそれに伴う相談内容の複雑化・多様化等により、就業相談件数が高止まりするなど、業務量に変わりがないことから、委託費の予算を適正な水準で確保すること。

<住居確保給付金の拡充>

単身高齢者の住居確保が困難となる等の課題もある中、令和 6 年度の生活困窮者自立支援法の改正により、令和 7 年 4 月 1 日から転居のための初期費用も対象となるなど、一定の制度構築が図られたが、ホームレスの就労を支援するため、引き続き、家賃債務補償や緊急連絡先の確保など、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の拡充を図ること。

また、就労訓練事業においては、協力事業所への支援を行うなど、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

(4) 若年者に対する技能検定制度の見直し

雇用が流動化する中、職務に応じたスキルやキャリアの可視化が求められるとともに、ものづくり産業においては、人材不足による技術継承、人材の確保・定着が課題となっている。これらの課題に対応するためには、若年者について、早い段階からキャリア形成に取り組み、能力・適性を自覚できるようにすることや、産業を支える優れた技能労

働者として、育成していくことが重要となり、労働者の有する技能を公証する技能検定の実施は、若年者の入職・定着を促進する観点から効果的である。

このため、若年者の受検手数料減免措置の対象年齢等を見直すことで、技能検定を受検しやすい環境を整備するとともに、そのために必要な財源措置を講じること。

（５）障害者職業能力開発校の老朽化への対応

国が設置し、大阪府への委託により運営している大阪障害者職業能力開発校は開校から 30 年以上が経過しており、昇降機や空調機の更新が必要となるなど、施設の老朽化が進んでいる。

同校は令和元年度から 2 年度にかけて、昇降機や空調機の更新、照明の L E D 化に向けた実施設計が進められていたが、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、その後進展していない。また、同校管理訓練棟の昇降機は、1 基が故障により使用停止中で、残る 1 基も同様の恐れが生じている。障がい者を対象とする施設として、全面使用停止となるような事態は避けなければならない。

このため、国においては、障害者職業能力開発校の設置者として、障がいのある訓練生が安全で快適な環境により安心して職業訓練を受講することができるよう、施設整備にかかる必要な財源措置を早急に講じること。

（６）採用選考におけるいわゆる「ＳＮＳ調査」への対応

採用選考における、いわゆる「ＳＮＳ調査」については、社会的差別の原因となるおそれのある事項や思想及び信条等、収集してはならない個人情報収集し、採用選考に使われた場合は就職差別につながることを懸念されるため、以下の対策を講じること。

- ① 求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、「ＳＮＳ調査」における禁止事項等は法令等で定めること。
- ② ガイドライン等の策定に当たっては、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、法令等に基づき適切に対応すること。
- ③ 昨年度、啓発を目的に開始された「公正な採用選考に係るアンケート調査」については、啓発だけではなく、企業等における今後の再発防止に活用できるよう、調査項目を検討すること。
- ④ 「ＳＮＳ調査」への注意喚起や啓発内容は、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、企業や求職者・学生に対し、啓発すること。

Ⅲ 国と地方の適正な役割分担

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

1. ハローワークの地方公共団体への移管

第6次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

2. 運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が実施する、貨物自動車運送事業法に基づく地方適正化事業及び全国適正化事業（以下「適正化事業」という。）並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業（以下「出捐金事業」という。）の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されている。

適正化事業については、法令に基づき国土交通省が地方トラック協会及び全日本トラック協会に実施させているにもかかわらず、令和6年度は新たに地方トラック協会に適正化事業調査員の選任が義務付けられるなど、地方に更なる費用負担が生じているところ。

また、出捐金事業についても、全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、これらの事業に要する費用については、国と地方の適切な役割分担に基づき、国費で措置すること。

あるいは、出捐金事業について、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。